

○旭川市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例（抜粋）

（審議会）

第9条 水道事業等及び下水道事業の運営等に関する事項を審議するため、旭川市上下水道事業審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

○旭川市上下水道事業審議会規程

（趣旨）

第1条 この規程は、旭川市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年旭川市条例第30号）第9条の規定による旭川市上下水道事業審議会（以下「審議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 審議会は、水道事業及び簡易水道事業（以下これらを「水道事業等」という。）並びに公共下水道及び農業集落排水事業（以下これらを「下水道事業」という。）に関し水道事業管理者（以下「管理者」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

(1) 運営管理の方針に関すること

(2) 財政に関すること

(3) その他管理者が必要と認める事項に関すること

2 審議会は、水道事業等及び下水道事業に係る事項について、管理者に意見を述べができる。

（構成）

第3条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、管理者が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 市民団体又は関係団体の推薦を受けた者

(3) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者であつて、管理者が行う公募に応じたもの

（会長及び副会長）

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを決める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

（会議）

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（庶務）

第6条 審議会の庶務は、上下水道部総務課において処理する。

（委任）

第7条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って別に定めるものとする。